

知的なハンディのある方への外出支援
ガイドヘルプサービス

偕ともに きょ たく せい かつ かい
居宅生活サポート 偕

たのしいがいしゅつ
楽しい外出・・・

・・・ちょっとした外出

・・・行かねばならない外出

きぶんてんかん がいしゅつ
気分転換に外出・・・

・・・体のための外出

ふわっと外出してみよっかな

って思ったときに、あなたと とも（偕）につきそう支援一
一それがガイドヘルプサービス（*）です。

*正式には、「地域生活支援事業・移動支援サービス」といいます。

ガイドヘルプサービスを利用したい方、
すぐには利用しないけど登録だけでもしておきたいという方、
どんなことに使えるのかなど、わからない点のある方は、
お気軽に 担当 なかはし（中橋） まで、ご相談下さい！

ガイドヘルプサービスを初めてご利用される方は、まずは、お住まいの区
の福祉保健センターで利用の申請を行うことが必要となります。利用する
ために必要な手続きの流れは、次頁以降をご覧ください。

社会福祉法人 偕恵園
障害福祉サービス・移動支援サービス事業所



きょ たく せい かつ かい
居宅生活サポート 偕

〒241-0001 横浜市旭区上白根町1019-1
TEL 045(951)3437
FAX 045(459)6868

ガイドヘルプサービス利用・手続きの流れ

移動支援支給申請

お住まいの区の福祉保健センターのサービス課窓口で申請してください。その際、愛の手帳と収入や課税状況のわかる書類(*)が必要となりますので持参下さい。

既に他の障害者自立支援サービスを受給されている方は、念のため、お手持ちの受給者証も持参してください。

(※基本的に年金収入のみの方の場合、年金証書等の年金等級がわかるもので十分です。)

申請内容の審査と 支給決定

区福祉保健センターでは、利用者の障害の状況やサービス利用の意向、生活環境など配慮したうえで支援費の支給やその支給量および利用者負担額などを決定します。

[利用者負担額について]

ここでいう負担額とは、障害者自立支援法のサービスを受け際の利用料に対するものです。20歳以上の利用者の方で、本人の市民税が非課税の場合は、利用者負担額はありません。

受給者証の交付

支給決定されると、その支給内容が記載された受給者証が交付され、郵便で送られてきます。

利用の申込みと 契約

サービスを利用したい事業所を選び、その事業所へ直接申し込みます。交付された受給者証を提示し、サービスの内容を確認した上で利用に関する契約を結びます。

(複数の事業所と契約することが可能です。)

ガイドヘルプ サービスの利用

ガイドヘルプサービス利用にかかる費用について

1. 移動支援費のうち利用者が負担する費用
受給者証に記載される利用者負担額のことです。本人や扶養義務者の収入や所得税額などにより算定されます。
2. ガイドヘルプ活動中にかかる費用
チケット代や喫茶代、移動にかかる交通費など、ヘルパー分も含め、各活動参加にかかる実費負担額。
3. その他
ヘルパーの食事代負担分、活動場所までのヘルパーの交通費など事業所ごとに定めるその他の費用は、契約時に交付する重要事項説明書を参照ください。